

秩父市告示第9号

地域農業経営基盤強化促進計画（案）について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告する。

令和7年1月27日

秩父市長 北 堀 篤



- 1 地域農業経営基盤強化促進計画（案）の縦覧期間
自 令和7年1月27日
至 令和7年2月10日

- 2 地域農業経営基盤強化促進計画（案）の縦覧場所
秩父市役所農業政策課 秩父市熊木町8番15号 秩父市歴史文化伝承館1階

- 3 意見書の提出について
 - ・書面での提出に限ります。電話や窓口における口頭意見は受けられません。
 - ・個人の場合、住所、氏名を記載すること。
 - ・法人の場合、所在地、法人名、代表者名を記載すること。
 - ・意見書の内容は公表します。
 - ・意見書に対する個別回答は行いません。処理結果は地域農業経営基盤強化促進計画の公告で行います。